

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令	1
○内水面漁場計画の一部変更	1
○公共測量の実施の通知（2件）	1
○道路の区域変更（2件）	1
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正	2
公 告	
○令和6年度登録販売者試験の実施	2
○令和6年度高知県家畜人工授精等講習会の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	2
○政治団体の届出事項の異動の届出（2件）	3
○政治団体の解散の届出	4
○告示（政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体）の訂正	4
高知海区漁業調整委員会指示	
○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る指示	4

告 示

高知県告示第434号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。
令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

表高知県手結加入区の項中
「5 小型まぐろ漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行うしいらまき網漁業を併せ営む漁業」
を
「5 小型まぐろ漁業及び総トン数10トン以

上20トン未満の漁船により行うしいらまき網漁業を併せ営む漁業」
に改める。
6 小型定置漁業

高知県告示第435号

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和6年4月1日から同年6月30日まで、同年7月1日から同年9月30日まで及び同年10月1日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年7月1日から同年12月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。
令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第436号

令和5年5月高知県告示第312号（内水面漁場計画の定め）で告示した内水面漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第8項において準用する同条第6項の規定により当該内水面漁場計画の変更の内容、内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。
令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 内水面漁場計画の変更の内容
第1の共同漁業権の4の(2)、5の(2)、6の(2)及び7の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の8の(2)中「7月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の9の(2)、10の(2)、11の(2)及び13の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の14の(2)中「7月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の15の(2)、19の(2)及び20の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改める。
- 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 漁場の図面
高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 変更後の漁業の免許予定日
令和6年10月1日。ただし、1による変更があった内水面漁場計画に係る漁業に限る。
- 4に係る漁業の免許申請期間
令和6年7月5日から同年8月19日まで

- 類似漁業権以外の漁業権
なし

高知県告示第437号

高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和6年6月13日から同年12月8日まで
- 作業地域
高知市春野町西畑鳥首

高知県告示第438号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年6月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間
令和6年6月17日から令和7年3月25日まで
- 作業地域
宿毛市大深浦地内

高知県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類
国道
- 路線名
494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居字ヨコヤブ乙826番1から	前	6.5 32.0	350

吾川郡仁淀川町用居 字折尾坂丁288番1 まで	後	7.0 ） 32.0	350
-------------------------------	---	------------------	-----

高知県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年6月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 足摺岬公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
土佐清水市津呂字琴 川口208番2から 土佐清水市大谷字大 道下135番1まで	前	4.2 ） 61.4	1,102
	後	4.2 ） 58.9	1,102

高知県告示第441号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中
「〃 高岡 〃 〃
を
「〃 土佐市 〃 〃
に改める。

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和6年度登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の日時
令和6年11月13日（水）午前10時から午後3時30分まで
- 試験の場所
高知市棧橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館
（受験者が多数の場合は、試験の場所を変更し、又は追加することがある。）
- 試験手数料
15,000円
- 試験手数料の納付方法
（1） 高知県電子申請サービスを使用する方法により受験申請書を提出する場合
クレジットカードを利用して納付すること。
（2） 直接又は郵送により受験申請書を提出する場合
高知県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。
- 受験申請書の提出期間
（1） 高知県電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7185）を利用する方法により提出する場合
令和6年8月16日（金）午前8時30分から同月30日（金）午後5時15分までの間に受け付ける。
（2） 直接又は郵送により提出する場合
令和6年8月16日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までを除く。）の間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和6年8月30日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験申請書を直接又は郵送により提出する場合の提出先
（1） 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知県健康政策部薬務衛生課
（2） 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課
- 合格者の発表
令和6年12月20日（金）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。
- その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088－823－9682）に問い合わせること。

~~~~~

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和6年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

令和6年6月28日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の実施期間  
令和6年8月8日（木）から同年9月5日（木）まで
- 講習会の実施場所  
高岡郡佐川町中組1247  
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類  
家畜人工授精に関する講習会  
牛
- 講習会の受講手続  
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、令和6年7月26日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 講習会の定員  
15名程度  
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。
- 講習会に係る費用の負担  
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- その他  
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月28日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月 |
|----|--------|----------|------------|------|
|----|--------|----------|------------|------|

|               |       |       |                          |                |
|---------------|-------|-------|--------------------------|----------------|
|               |       |       |                          | 日              |
| 下村やすひ<br>こ後援会 | 下村 賢彦 | 森 一芳  | 長岡郡大豊町<br>小川142番地<br>1   | 令6<br>・5<br>・1 |
| 安岡利治後<br>援会   | 安岡 利治 | 安岡 利治 | 幡多郡大月町<br>頭集620番47<br>号地 | 令6<br>・5<br>・2 |

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月28日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 名称<br>（代表者の氏名）                | 異動事項           | 旧          | 新                       | 異動年<br>月日   |
|-------------------------------|----------------|------------|-------------------------|-------------|
| 立憲民主党高知県<br>第2区総支部<br>（武内 則男） | 主たる事務<br>所の所在地 | 土佐清水市栄町1－5 | 高知市本町四丁目2－39<br>いのべビル2F | 令6・<br>5・20 |
|                               | 会計責任者<br>の氏名   | 岡田 多恵      | 菅原 美香                   | 令6・<br>5・20 |

高知県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月28日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分 | 名称<br>（代表者の氏名）       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 異動年月日   |
|----|----------------------|--------|----------|-----------------|---------|
| 旧  | 下村やすひこ後援会<br>（岩崎 憲郎） | 下村 賢彦  | 異動なし     | 長岡郡大豊町小川142番地1  | 令6・5・21 |
| 新  |                      | 岩崎 憲郎  |          | 長岡郡大豊町川口1144番地1 |         |

高知県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月28日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

その他の政治団体

| 名称        | 代表者の氏名 | 解散年月日   |
|-----------|--------|---------|
| 荒牧くにはる後援会 | 荒牧 国晴  | 令6・4・18 |

高知県選挙管理委員会告示第47号

令和6年4月高知県選挙管理委員会告示第22号（政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体）の一部を次のように訂正する。

令和6年6月28日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

「令和6年4月1日」を「令和6年4月2日」に訂正する。

海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第104号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちようたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年6月13日に、次のとおり指示した。

令和6年6月28日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- この指示において、「ちゃんばら」とはすいしやうがい科まがきがいを、「ちようたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。（採捕の制限）
- 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちようたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
  - 試験研究の用に供しようとする者
  - 委員会が特に認めた者（制限区域）
- ちゃんばら又はちようたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。

（1） 点の位置

- 点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点  
点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点  
点ウ 須崎市戸島高濬  
点エ 須崎市久通沖の渚漁場基点  
点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点  
点カ 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点  
点キ 須崎市角谷岬突端  
点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点  
点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点

- 点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点  
点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点  
点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点

（2） 区域

- ア 区域1（第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域）  
点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中ノ島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域
- イ 区域2（第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域）  
点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サシ及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

（般長の制限）

- 2のただし書による委員会の採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けた者であっても、般長4センチメートル未満のちゃんばら又は般長8センチメートル未満のちようたろうを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。（承認証の携帯）
- 採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちようたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該採捕の承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。（報告書の提出）
- 採捕の承認を受けた者は、当該採捕の承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちようたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。（採捕の承認の取消し）
- 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）に違反してちゃんばら又はちようたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、採捕の承認を取り消すことができる。（事務の取扱い）
- この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちようたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。（指示の有効期間）
- この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日までとする。